

## 志賀原子力発電所 2号機運転差止訴訟控訴審の判決について

平成21年3月18日  
北陸電力株式会社

本日、名古屋高等裁判所金沢支部において、志賀原子力発電所 2号機運転差止訴訟控訴審の判決が言い渡されました。

判決の内容は、志賀 2号機の運転差止めを命じた第一審判決を取り消し、運転差止め請求を棄却するものです。

判決内容の詳細については今後検討してまいります。平成18年3月24日に第一審の敗訴判決を受け、直ちに控訴して以来、約3年に亘り当社が主張・立証を尽くしてきた志賀 2号機の安全性が認められたものと考えています。

志賀 2号機については耐震性を含め安全性を十分に確保しており、昨年6月の営業運転再開以降、現在も安全・安定運転を継続しています。

当社といたしましては、地元をはじめご支援いただいている皆さまのご期待にお応えするため、今後も引き続き、志賀原子力発電所の安全性・信頼性の一層の向上を図り、安全の確保を最優先に、安全・安定運転に全力で取り組んでまいります。

以 上